

大日本帝國政府

一、付テ

(イ) 「當該一年間」ヲ「當該一年度間」トスルコト

(ロ) 費用ノ範圍及内容如何

(ハ) 「新ニ生産セラレタル物資及勤勞（但シ對價ノ支拂アルモノニ限

ル）ノ價額」ヲ「新ニ生産セラレタル物資ノ價額及加工若ハ輸送

等ニ依リ増加セル物資ノ價額並ニ對價ノ支拂ハルル勤勞ノ價額」

トスルコト

(ニ) 海外投資收支差額ノ範圍及内容如何

二、付テ

(イ) 「純生産額」ト「純益額」トハ同義ト解シテ可ナルヤ

三、付テ

主計局 正 示 事 務 官



大日本帝國政府

(イ) 「國民所得純額ニ含まレズシテ公債又ハ租稅ノ負擔力アル其ノ他ノ價額」ヲ「國民所得純額ニ含まレザル其ノ他ノ所得（例ヘバ恩給、年金）」トスルコト